

第9回戸田市自治基本条例推進委員会

次 第

日 時：令和3年10月4日（月）

午後7時00分～

場 所：文化会館 301会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 市長諮問内容について

(2) その他

4 事務連絡

5 閉 会

1 市長諮問内容について

(1) 答申の方向性について（グループディスカッション内容）

- | |
|---|
| 1. より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりをすすめていくための手法について意見を伺います。 |
|---|

(ア) まちの特性を生かしたアプローチ手法（ターゲットを定めた普及・啓発）

- ターゲットは、転入者、こども、若者世代、市民活動をしたい・している方など
- SNSやHP等による情報発信や、紙ベース（パンフレット等）を活用した多世代への啓発
- マンガパンフレットの更なる活用、より目につきやすく具体的な（キャラクター等の活用）パンフレットの作成・配布
- 既存イベントの活用や、適切かつ継続的な情報発信・共有の促進

(イ) 新たな担い手の発掘手法（人材の固定化の是正、機会の創出）

- イベント等参加者やアンケート回答者の活用
- 若者の活躍の場に赴き、情報発信やニーズの把握
- 気軽さを考慮した活動を実施し、多世代を取り込む

(ウ) 活動の見える化

- 協働によるまちづくりや課題解決事例の見える化（市民活動等含む）
- TOMATOとの連携強化による、情報発信・共有の促進

2. これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何をおこなっていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

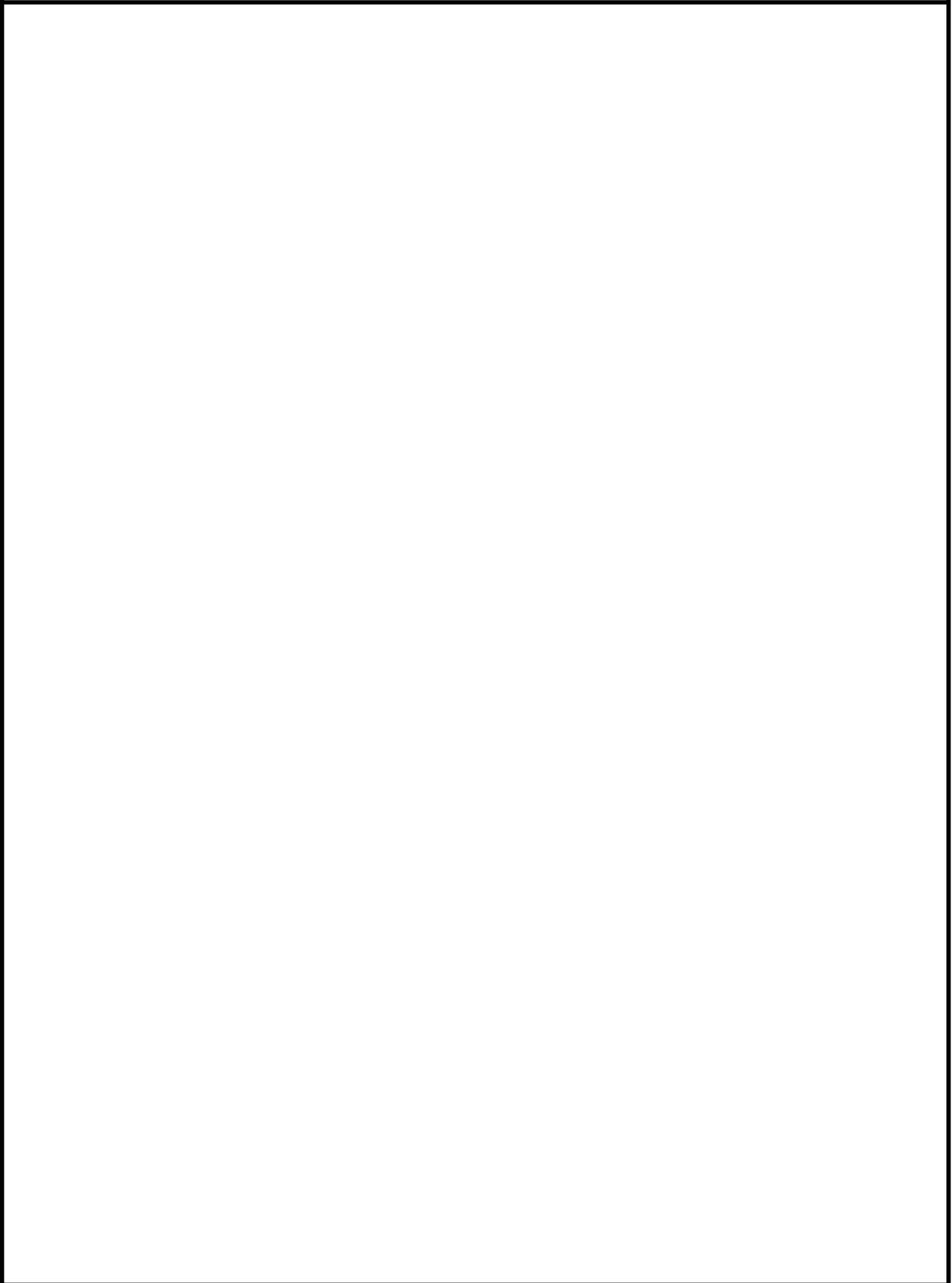
(ア) 推進委員会の在り方や立ち位置の明確化

- 手法などを提案する、提案型の諮問機関
- 市民活動団体等の後押し（サポートやルールづくりなど）
- 実効性の担保のためなど、実行機関は必要だが、推進委員会として、その機能を担うのは難しい

2 その他

事務連絡 次回 第10回推進委員会 開催予定日時
令和3年11月上旬 午後7時～

メ 七



メ 七



諮問① 話し合いまとめ

(ア) まちの特性を生かしたアプローチ手法

- ・ 転入者には、転入時の配布物でアプローチ
- ・ SNS、HP等で継続的に情報を発信。併せて高齢者などに向けて紙ベース（張り紙、掲示板）でも発信。
- ・ パンフレット等で、発信を続ける。誰もが参加してそうなまちづくりの事例を具体的に示す。常に目に付く様に。ex) エコバックのリスの活用
- ・ こどもには継続して、漫画パンフレットの配布
- ・ こどもに限らず大人や外国人に対しても漫画パンフレットの活用
- ・ 横のつながりを広めていく。活動の情報共有をしていく。

(イ) 担い手の発掘

- ・ アンケート、フォーラムで連絡先を教えてくださいの人に、情報発信していく。
- ・ 若い人、定年した人など様々な世代の人に意見を聞く。
- ・ 若手が活躍している場に赴き、発信していく。
- ・ 外で交流できていない人達も参加できるようにしたい。
- ・ 少しでも興味がある人が気軽に参加できる仕組み

(ウ) 活動の見える化

- ・ 既に行われている協働のまちづくりの見える化
- ・ 課題をどのように解決したか
 - └ 市役所に相談⇔町会に相談するように促される
- ・ 外国人へのアプローチをどうするか？
- ・ 三者協働のまちづくりをどのように発信するか。
 - └ 焼津市のパンフレット
 - └ 具体的にわかりやすく書いてある（あいさつ等）
 - └ どのように配布するか（どのように、いつ）
- ・ 町会加入の促進

日常生活で
困っていること

◎情報の発信方法

SNS、オンライン、転入者にお知らせ

- ▶ 年配の人が取り残されないようにするには？

◎今までやってきた活動をどう生かしていくか。

- ・ 次につながるようなフォーラム
 - └ 連絡先を聞き、情報を発信する
 - └ フォーラム実行委員を開く（一般市民も企画段階から参加）
- ・ 出向いて講座を開く
 - └ 発信者に負担がかかる
- ・ 漫画パンフの配布（小学生向けに分かりやすく）
 - └ イベント先で配布
- ・ アンケートの実施
- ・ 気軽に参加できるように

諮問内容2における、諮問内容1に関するご意見について

(ア) まちの特性を生かしたアプローチ手法

- ・ターゲットはまちづくりの必要性や戸田市の未来に危機感の希薄な者の中で、特に若者
- ・市民活動を既に行っている者や始めようとしている者
- ・既存のたくさんのイベントを活用

(イ) 担い手の発掘

- ・市民活動を既に行っている者（サポートなどを含む）
- ・潜在的に能力や資格を持っている人を取込む

(ウ) 活動の見える化

- ・市民参加手続きのルール化
- ・モチベーションを維持させるため、表彰制度の創設
- ・市民活動初心者への情報発信・共有
- ・TOMATOとの連携による情報発信・共有

【参考】

戸協第1016号
令和元年12月19日

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 様

戸田市長 菅原 文仁



戸田市自治基本条例について（諮問）

本市では、平成26年7月にまちづくりを行うための基本的な考え方やルールとして戸田市自治基本条例（以下「条例」という。）を定め、その基本理念をより多くの市民に根付かせるために様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、条例制定から5年経過した現在も条例の認知度は低く、まちづくりに関わる市民の固定化や新たな担い手不足が課題となっており、多角的な視点をもとにした手法の検討が求められております。

また、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）においては、条例の見直しに関連して、推進委員会の在り方についても検討が必要である、という内容の答申をいただいております。

そこで、条例（平成26年条例第13号）第20条第1項に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりを進めていくための手法について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月

- 2 これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何を行っていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月

※令和2年11月に中間答申願います。